

# 令和4年度復興支援活動推進業務 仕様書

## 1 総則

本仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が委託する令和4年度復興支援活動推進業務（以下「業務」という。）を受託したものが遵守しなければならない事項を定めたものである。

## 2 目的

本業務は、復興の完遂に向けて県内の復興支援活動を推進するため、復興の進捗状況を踏まえた被災地域の実状や、県内市町が設置する復興支援員（以下「復興支援員」という。）が活動する上での課題を把握し、その解決のためのアドバイザー派遣、研修の実施及び関係者間の交流機会の提供等により、復興支援員の活動が円滑に実施されるよう支援するもの。

## 3 実施期間

実施期間は、契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

## 4 計画準備

### (1) 業務計画書

受注者は、契約締結後10日以内に下記事項を記した業務計画書を作成し発注者に提出しなければならない。また、変更が生じた場合は、随時、変更業務計画書を提出しなければならない。

- イ 業務の名称
- ロ 業務場所
- ハ 業務行程
- ニ 業務内容及び方法
- ホ 実施及び連絡体制
- ヘ 打合せ計画
- ト その他

(2) 業務計画書は、現地調査の上、発注者と十分に打合せを行い作成する。

## 5 募集・採用及び委嘱

(1) 本業務は、総務省の復興支援員制度を活用しており、受注者は、業務を実施するに当たり復興支援員として次の人員を委嘱すること。

### イ 復興支援活動推進員

震災復興関連業務に顕著な実績を有し、その高いレベルのスキル・知識・経験を生かして、自らの思考・判断力に基づき本業務で実施する復興支援員等への研修・助言、制度周知・普及啓発等の企画立案・運営管理を担う者

ロ 復興支援活動推進補助員

震災復興関連業務に係る事務を適切に実施する能力を有し、復興支援活動推進員を補助する者

(2) 委嘱人数及び委嘱期間

復興支援活動推進員を委嘱し、原則として、延べ委嘱期間は4か月とする。

委嘱例：1人×従事率0.5×8か月

復興支援活動推進補助員を委嘱し、原則として、延べ委嘱期間は12か月とする。

委嘱例：1人×従事率1.0×8か月

1人×従事率0.5×8か月

復興支援活動推進員及び復興支援活動推進補助員の委嘱期間は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(3) 給与等

委嘱者の給与等については、別紙を参考とすること。

(4) 募集方法

新規採用に係る募集に当たっては、ハローワークへの求人申込み、求人広告チラシの配布、求人誌への掲載及び説明会の開催等により募集をすること。

(5) 採用方法

採用に当たっては、被災地復興支援に強い志を持った者を採用すること。

## 6 業務内容

本業務の主な活動内容は、下記のとおりとする。

(1) 復興支援活動の課題の把握

復興支援員、被災市町、関係団体へのヒアリング等により、被災地域の実状や復興支援員が活動する上での課題を把握し、解決に向けた支援策の提案及び状況確認を行う。

(2) 復興支援員の後方支援

(1)で把握した課題の解決や復興支援活動の円滑な実施に向けて、アドバイザー派遣、研修、関係者間の連携機会の提供等により、復興支援員の後方支援を行う。

(3) 復興支援活動の推進につながる独自提案

上記(1)及び(2)に関する内容で、復興支援活動を推進するための企画提案を行う。

(4) その他

イ 活動日報を作成し、受注者に提出すること。

ロ 研修等の運営に当たっては、受託者のネットワーク等を十分に活用した広報活動を行い、効果的な実施に努めること。

## 7 指導管理

(1) 受注者は、本業務を円滑に進めるため発注者及び関係機関との連絡調整を行う業務総括責任者を配置すること。

(2) 受注者は、復興支援活動推進員及び復興支援活動推進補助員の身分を明らかにす

るため、あらかじめ身分証明書交付願を発注者へ提出し身分証明書の交付を受けるものとし、交付を受けた復興支援活動推進員及び復興支援活動推進補助員はこれを常に携帯しなければならない。

- (3) 受注者は、発注者と常に密接な連絡を取り、業務が円滑に推進できるように打合せ簿又はメールにより打合せや連絡の内容を相互に確認すること。

## 8 月次業務完了報告書作成

受注者は、8月から9月まで、10月から12月まで、1月から3月までの活動が完了した都度、翌月20日までに業務完了報告書を作成し、発注者に下記の成果品を提出し検査を受けなければならない。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 業務概要
- (3) 出勤簿
- (4) 活動日報

## 9 活動報告書作成

受注者は、発注者の求めに応じ、下記の成果品を提出し、必要に応じて検査を受けなければならない。

- (1) 年次報告書（原稿）A4版 1冊
- (2) 上記データ（CD-R） 1枚

## 10 環境への配慮

受注者は、環境配慮のため次の事項に留意すること。

- (1) 報告書は、次の判断基準を満たす用紙を使用の上、両面印刷とすること。
  - イ 古紙配合率70%以上であること。
  - ロ 白度70%以下であること。
  - ハ 塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下であること。
  - ニ 再利用しにくい加工を施さないこと。
- (2) 自動車を使用する場合、適切な大きさの車輛を使用し、効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。

## 11 関係法令及び条例の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

## 12 成果品の使用

本業務による成果品に対する権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ないで使用したり他人に公表したりしてはならない。

### 13 疑義に対する対応

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい理由及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行いその指示に従うこととする。

### 14 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を業務中、完了後も他に漏らしてはならない。また、新規雇用者に対しても同様に秘密を保持するための措置を講じなければならない。

### 15 暴力団等の排除

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、本県から資格制限措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負又は受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負又は受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、仕様の調整等の措置を講じる。

### 16 その他

業務計画書を作成する上での参考資料は、別紙のとおりとする。

(別紙 復興支援活動推進員等活動に関する参考資料)

#### ○仕様書 5 関連

##### 復興支援活動推進員等の活動

(1) 給料区分は次のとおりとする。

イ 復興支援活動推進員(常勤)は、1月当たり金 380,000 円(宮城県課長補佐級相当)を上限額とする。

ロ 復興支援活動推進補助員(常勤)は、1月当たり金 170,000 円(宮城県主事級相当)を上限額とする。

(2) 通勤手当は、1月当たり金 10,363 円を上限に必要経費を支給する。

(3) 住居手当は、1月当たり金 27,000 円を上限に家賃の半額以下を支給する。

(4) 活動諸手当は、燃料費、通信費、消耗品等の経費として、1月当たり金 26,000 円を上限に必要経費を支給する。

(5) 活動上必要不可欠となる事務室については賃借料及び光熱水費、パソコン・プリンタについてはリース料、活動車両についてはリース料及び駐車場代を下記のとおり計上している。

なお、その他活動に必要な機器や道具については、関係機関等から借用又は受注者の負担とする。

イ 事務所の賃借、管理 8 か月

ロ パソコンリース 1 6 か月 (内訳：2.0 台×8 か月)

ハ プリンタリース 8 か月 (内訳：1.0 台×8 か月)

ハ 活動車両リース 8 か月 (内訳：1.0 台×8 か月)

ニ 駐車場の賃借 8 か月 (内訳：1.0 台×8 か月)

(6) 上記給料区分、各種手当等の設定は常勤雇用を想定しており、非常勤雇用の場合はおおむね半分とする。

#### ○仕様書 6 関連

(1) 本業務の内容は表 1-1 及び表 1-2 のとおりとする。

(2) 令和 4 年度復興支援員設置状況は表 2 のとおりである。

表 1-1 復興支援員活動の後方支援業務

	回数／年	概要
復興支援活動の課題の把握 ・現地ヒアリング	(復興支援員) ・13 地区 2 回程度 (市町担当者) ・5 市町 1 回程度	復興支援員の活動地域の現状や活動する上での課題を把握し、解決に向けた支援策の提案及び状況確認を行う。
復興支援員の後方支援 ・アドバイザー派遣、 研修	・13 地区 2 回程度	各地の状況に応じたアドバイザー派遣や研修等を実施する。

※実施回数は、各地の状況を踏まえて、発注者と受注者が協議の上、変更する場合がある。

表 1-2 復興支援活動の推進につながる独自提案

	回数／年	概要
独自提案	1 式	復興支援活動を推進するための企画提案を行う。

表 2 令和 4 年度復興支援員設置状況

市町名	活動地区	主な活動内容	人数
石巻市	中央	住民・地域主体の震災伝承活動の推進	3
	北上	住民主体のまちづくり支援	2
	雄勝	地域コミュニティ再生活動支援、情報発信	2
気仙沼市	全域	地域コミュニティ形成、自治組織運営支援	2
	全域	まちづくりの担い手の意識醸成、機会創出	4
	全域	地場産業の再生支援	5
	全域	IT による課題解決、アプリ開発のサポート	1
多賀城市	全域	地域コミュニティ再生、自治組織運営支援	2
東松島市	全域	地域コミュニティ再生、自治組織運営支援	3
	全域（主に宮戸）	観光資源の磨き上げ及び情報発信	1
丸森町	筆甫	地域コミュニティ再生、自治組織運営支援	1
	筆甫	畜産振興をとおした地域コミュニティ構築	1
	耕野	農産物の振興支援及び地域住民の場作り	1
5 市町	13 地区		28 人